

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

- 部を改正する規則
- 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県公安委員会
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則

規 則

福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則、福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

福島県規則第十五号

福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

福島県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年福島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の三条を加える。

(電磁的記録の保存の方法)

第十八条 条例第十六条第二項の規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 作成された電磁的記録を、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)に

福島県知事 佐藤 雄平

より読みとってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法

(電磁的記録の作成の方法)

第十九条 条例第十七条第二項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による閲覧の方法)

第二十条 条例第十八条第二項の規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類による方法とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化振興課)

福島県規則第十六号

福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福島県都市公園条例施行規則(昭和五十四年福島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

- 十 あづま総合運動公園の県営あづま球場及び県営あづま総合体育館の内部に広告物を表示する場合、表示しようとする広告物の種類、内容、寸法、表示面積、個数並びに表示及び現状回復の方法並びに当該広告物の表示に係る責任者の住所、氏名及び連絡先

第六号様式に注意として次のように加える。

注意 広告物を表示する場合には、表示しようとする広告物の概要図及び表示位置図を添付すること。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(都市計画課)

福島県規則第十七号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二十万円以上六十万円」を「十五万八千円以上四十八万七千円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の福島県営住宅等条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居者の公募が開始される特別県営住宅の入居の申込みをした者又は福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）第三十八条第一項に規定する事由（以下単に「事由」という。）がある者であつて施行日以後に特別県営住宅の入居の申込みをしたものについて適用し、次に掲げる者については、なお従前の例による。

- 一 施行日前に特別県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者
- 二 事由がある者であつて、施行日前に特別県営住宅の入居の申込みをし、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該特別県営住宅の入居の申込みをした者

（建築住宅課）

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

福島県公安委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第4号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第36条の5第1項中「福島県安全運転学校」を「福島県警察福島運転免許センター、福島県警察郡山運転免許センター」に改める。

第36条の15の次に次の1条を加える。

（認知機能検査員講習）

第36条の15の2 福島県道路交通法関係手数料条例（平成12年福島県条例第163号。以下「条例」という。）第7条の3に規定する認知機能検査員講習は、公安委員会の指定する場所において行う。

- 2 前項の講習を受けようとする者は、様式第40号の4の2の認知機能検査員講習受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 3 公安委員会は、第1項の講習を修了した者に対し、様式第40号の4の3の認知機能検査員講習修了証書を交付する。

第36条の16第1項中「福島県道路交通法関係手数料条例（平成12年福島県条例第163号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

別表第3一般国道49号の項中「郡山市富田町字中亀田9番2地先」を「石川郡平田村

大字上蓬田字横森前27番1地先」に改め、同表一般国道118号の項中

石川郡石川町
番2地先まで
須賀川市和田
で

字鹿ノ坂381番8地先から須賀川市和田字番屋68

字番屋68番2地先から同市大黒町14番15地先ま

石川郡石川町字鹿ノ坂381
先まで

番8地先から須賀川市牛袋町85番地

に改め、同表県道矢吹小野線の項に次のように

加える。

石川郡平田村大字上蓬田字古屋敷85番1地先から田村郡小野町大字小野新町字馬番8番9地先まで

別表第3県道常磐勿来線の項の次に次のように加える。

県道中野須賀川線 須賀川市牛袋町113番地先から同市牛袋町85番地先まで

別表第3県道須賀川二本松線の項に次のように加える。

郡山市笹川一丁目276番2地先から同市安積町日出山三丁目281番地先まで

別表第3市道（郡山市）菖蒲池向原線の項の次に次のように加える。

市道（郡山市）笹川 郡山市笹川一丁目237番1地先から同市安積一丁目173番1
多田野線 地先まで

様式第40号の4の次に次の2様式を加える。

様式第40号の4の2（第36条の15の2関係）

福島県公安委員会

認知機能検査員講習受講申請書

年 月 日

フリガナ

生 年 月 日

氏 名

(氏)

(名)

年 月 日

住 所

受 講 申 請 者
の 区 分

認知機能検査導入に伴う高齢者講習指導員補充講習 (高
齢運転者対策等座学講習) を

1 受講している者 2 受講していない者

※ 受講年月日

年 月 日

収 入 証 紙 欄

福島県収入証紙

福島県収入証紙

福島県収入証紙

福島県収入証紙

福島県収入証紙

福島県収入証紙

備考

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 受講申請者の区分欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第40号の4の3 (第36条の15の2関係)

第 号

認知機能検査員講習修了証書

住 所 名 氏

年 月 日生

上記の者は、認知機能検査員講習を修了したことを証する。

年 月 日

福島県公安委員会 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(交通企画課)